

重要なお知らせ

初診時選定療養費(改定)と 再診時選定療養費(新設)について

2020年

10月1日

より

国が主導する医療制度改革に伴い、次のとおり初診時選定療養費の改定と、再診時選定療養費の新設を行います。

選定療養費の種類	対象の方	改定・新設	
		〔改定前〕 2020年9月30日まで	〔改定後〕 2020年10月1日から
初診時 選定療養費	初診の際に、他の医療機関からの診療情報提供書(紹介状)をお持ちにならず受診された方	1,650円 (税込)	改定 → 5,500円 (税込)
再診時 選定療養費	治療により状態が落ち着いた後に、当院担当医が他の医療機関への紹介を申し出た後も当院での診療を希望された方	なし	新設 → 2,750円 (税込) 受診の都度

◎ 負担の対象とならない場合(例)

- ・ 緊急で受診した場合(救急車等により搬送など)
- ・ 当院の他の診療科を受診している場合
- ・ がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- ・ 労災、公務労災の場合
- ・ 特定の障害、特定の疾病などにより各種公費負担制度の対象となっている場合

国主導により「医療機関の機能分担」が推進されてます

日常の診療については身近なかかりつけ医(診療所・クリニック)へ、専門的な検査や治療・手術が必要な場合には「かかりつけ医」から診療情報提供書(紹介状)を書いてもらって病院にかかるというもので、大きな病院に患者の皆様が集中しないように、また病院医師がより重症の方の診療に専念できるようにこのような制度を国が進めています。

鳥取県立厚生病院は地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」という種類の病院です。

この種類の病院は選定療養費の徴収を国から求められ、金額についても決まっております。

当院では、地域のかかりつけ医と連携し、かかりつけ医では対応困難な検査・手術を必要とされる患者様を受け入れ、また、症状が安定された後はかかりつけ医の元にお戻りいただき引き続き治療をしていただくことで病院とかかりつけ医との役割分担を進めています。

ご理解とご協力をお願いします。